

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第10条第6項の規定に基づき、大分大学医学部附属病院医療情報部（以下「医療情報部」という。）の組織及び業務等に関し、必要な事項を定める。

(医療情報部長)

第2条 医療情報部長は、病院長の命を受け、医療情報部の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(医療情報部副部長)

第3条 医療情報部副部長は、医療情報部長を補佐し、医療情報部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(医療情報部員)

第4条 医療情報部の部員は、上司の命を受け、医療情報部の業務に従事する。

(班)

第5条 医療情報部に別表のとおり班を置く。

- 2 班は、医療情報部長の命を受け、病院総合情報システム及び病院総合情報ネットワークシステム（以下「トータルシステム」という。）のうち当該班の分掌するシステム（以下「サブシステム」という。）の開発及び運用に関し、企画・立案を行う。
- 3 班の班長は、サブシステムに関し、専門的知識を有する本学職員のうちから、医療情報部長の推薦に基づき、病院長が指名する。
- 4 班の班員は、本学職員のうちから医療情報部長が指名する。
- 5 班に、必要がある場合は、分科会を置くことができる。

(業務)

第6条 医療情報部においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) トータルシステムの保守管理に関すること。
- (2) トータルシステムの開発に関すること。
- (3) トータルシステムの運用に関すること。
- (4) 医療情報処理技術の研究開発に関すること。
- (5) 医学情報センターとの連携に関すること。
- (6) その他医療情報処理に関すること。

(運営会議)

第7条 医療情報部の運営に関する事項を審議するため、医療情報部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療情報部長
- (2) 医療情報部副部長
- (3) 診療科長又は副科長 4人
- (4) 中央診療施設の部長又は副部長 2人
- (5) 特殊診療施設の部長及びセンター長又は副部長及び副センター長 1人
- (6) 薬剤部長
- (7) 看護部長
- (8) 医学・病院事務部長
- (9) その他医療情報部長が必要と認めた者 若干人

3 前項第3号から第5号まで及び第9号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第5号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ

し、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 運営会議に議長を置き、医療情報部長をもって充てる。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。
- 7 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(調整会議)

第8条 医療情報部の業務に関する調整を行うため、医療情報部調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、医療情報部長が主宰する。

- (1) 医療情報部長
- (2) 医療情報部副部長
- (3) 医局長会構成員 若干人
- (4) 班長
- (5) その他医療情報部長が必要と認めた者 若干人

- 3 前項第3号及び第5号の委員は医療情報部長が指名する。

(事務)

第9条 運営会議及び調整会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、医療情報部に關し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4－12号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第7条第2項第3号から第5号及び第9号、並びに第8条第2項第3号及び第5号の委員は、この細則により選考されたものとみなす。また、第7条第2項第3号から第5号及び第9号の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院医療情報部規程（平成16年医学部規程第4－9号）は、廃止する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

班		名
診	療	班
薬 剤 ・ 処 方		班
検 査		班
放 射 線		班
手 術 ・ I C U		班
材 料		班
病 名		班
看 護		班
医 事		班
給 食		班
会 計 事 務		班
施 設 設 計		班
機 密 保 護		班
研 究 教 育		班
教 育 訓 練		班